

【千歳市公設地方卸売市場における売買取引の方法等】

(1) 開設者による公表内容

市長は、当日卸売を予定する生鮮食料品等についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

卸売業者及び市長は、当日卸売を予定している生鮮食料品等についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

①売買取引の方法

千歳市公設地方卸売市場における売買取引の方法

品 目	売買取引の方法
取扱品目全品	せり売り又は相対取引

※卸売業者は、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売りの方法により生鮮食料品等を卸売しなければならない。

- (1) 市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少したとき。
- (2) 市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加したとき。

②決済の方法

千歳市公設地方卸売市場における支払期日・支払方法その他の決済の方法

売買取引	支払期日	支払方法
卸売業者と委託者（出荷者）の取引	卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合は、その特約に定める期日）	送金、現金、小切手、口座振込、口座振替その他の方法
卸売業者と仲卸業者、買受人との取引	卸売業者から買受けた生鮮食料品等の引渡しを受けた日（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約に定める期日）	送金、現金、小切手、口座振込、口座振替その他の方法

※市場における売買取引の代金決済の方法は、取引に参加する当事者間で決定した支払方法により、取引に参加する当事者間で決定した支払期日までに行う。

(2) 卸売業者による公表内容

① 売買取引条件の公表

項目	売買取引条件
営業日	営業カレンダーのとおり
営業時間	午前7時から午後4時まで
取扱品目	青果・果実 生鮮水産物及び水産物加工品
生鮮食料品等の引渡の方法	原則、出荷者が直接、市場に荷を持ち込む
委託手数料の額	卸売業者が販売委託手数料を定める場合においては、次の定率とする (1) 生鮮水産物及びその加工品 100分の7以内 (2) 野菜・果実及びこれらの加工品 100分の8.5以内 (3) その他市長がこれに類すると認めるもの 100分の10以内
出荷者への支払期日	卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合は、その特約に定める期日）
出荷者への支払方法	送金、現金、小切手、口座振込、口座振替その他の方法
買受人の支払期日	卸売業者から買受けた生鮮食料品等の引渡しを受けた日（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約に定める期日）
買受人の支払方法	送金、現金、小切手、口座振込、口座振替その他の方法
その他市場の取引における支払期日・支払方法	市場における売買取引の代金決済の方法は、取引に参加する当事者間で決定した支払方法により、取引に参加する当事者間で決定した支払期日までに行う。
出荷奨励金の交付	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るために、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。ただし、次のいずれかの場合にあってはこれを行うことはできない。 (1) 卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき。 (2) 卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれのあるとき。
完納奨励金の交付	卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者及び買受人に対して完納奨励金を交付することができる。ただし、次のいずれかの場合にあってはこれを行うことはできない。 (1) 卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき。 (2) 卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれのあるとき。

② 売買取引の結果等

市長は、当日卸売を予定する生鮮食料品等についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。